

3 営業所（法第3条）

営業所とは、本店又は支店等で常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結を行う事務所をいいます。したがって、建設業に無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や特定の目的のために臨時に置かれる工事事務所、作業所などは該当しません。一般的には次の要件を備えているものをいいます。

申請書の受付後に、営業所の要件を満たしているか、立入調査を行うことがあります。

- (1) 外部から来客を迎え入れ、建設工事の請負契約締結等の実体的な業務を行っていること
- (2) 固定電話、机、各種事務台帳等を備えていること
- (3) 契約の締結等ができるスペースを有し、かつ、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分されているなど独立性が保たれていること
- (4) 事務所としての使用権原を有していること
- (5) 看板、標識等で外部から建設業の営業所であることが分かるように表示してあること
- (6) 経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（建設工事の請負契約締結等の権限を付与された者）が常勤していること
- (7) 専任技術者が常勤していること

4 許可の有効期間（法第3条）

建設業許可の有効期間は5年間です。許可満了日は許可日の5年後に対応する日の前日となります。許可の有効期間の末日が土・日・祝日等の行政庁の休日であっても同様となります。それ以後も引き続いて建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間が満了する日の30日前までに許可の更新の申請をしなければなりません。

更新の申請は、埼玉県知事許可は2か月前、国土交通大臣許可は4か月前から受け付けています。

（注）

1 許可の更新の申請を怠った場合、許可の有効期間の満了日経過後は許可の効力を失います。

なお、許可の更新申請をしていれば、有効期間満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは従前の許可は有効です。

2 許可の有効期間の調整について

同一業者に2以上の許可日があるときは、そのすべての許可日を更新時に一つにまとめることができます。